

河内長野市 人権施策基本方針・推進プラン 2026 - 2036

【概要版】

思いやりとぬくもりのある、
一人ひとりが尊重しあえる共生のまち
～みんなが、主役。みんなが、ファン。～

かわらすなが～く
ふだんのしあわせ



令和8(2026)年3月
河内長野市

はじめに

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている権利であり、幸せに生きるために、なくてはならない最も基本的な権利だと言えます。一人ひとりが人権について正しく理解し、自分の人権のみならず、他者の人権も尊重し合うことが求められています。

自治体行政の目標は、人権行政を市民とともに創造することであり、憲法の理念である平和主義・民主主義・基本的人権の尊重を地域社会で実現させていくことです。そのためにも、あらゆる人権課題の解決に向けての取り組みや対応などを全体の課題として、その解決のために総力を挙げて進めていくシステムづくり、すなわち日常業務をはじめすべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、人権尊重の視点から推進していくことが必要です。

河内長野市第6次総合計画では、理念を「ふだんを生きる、じぶんが生きる。知るほど暮らすほど「好き。」が深まる千年都市。」とし、まちづくりの方向としてビジョンの1つに「みんなが、主役。みんなが、ファン。」と掲げ、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、一人ひとりの個性が活かされて、みんなが好きなこと、得意なことを楽しめるまち、なりたい自分に近づけるまちをめざすこととなりました。

この第6次総合計画と同時に「河内長野市人権施策基本方針・推進プラン（以下「本基本方針・推進プラン」とする。）」を策定し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、引き続き、人権を基礎とした施策を総合的かつ体系的に推進する全庁的な体制の整備と人権尊重の理念を軸とした行政運営に取り組んでまいります。

期間

期間は11年間（令和8(2026)年度～令和18(2036)年度）です。

位置づけ

河内長野市総合計画を上位計画とし、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」に基づき、「人権意識の高揚を図る施策」と「人権擁護に資する施策」の総合的な推進を図るための計画です。

施策推進体制と進行管理

人権施策を総合的かつ横断的に推進するための庁内体制を整備しながら、市民等、国、大阪府、近隣自治体との連携を進めます。

各人権課題についての目標指標を設定するとともに、PDCAサイクルによる進行管理により、効果的・効率的な施策の推進に努めます。

【主な3つの目標指標】

- 憲法における「国民の権利」の理解度
- 各人権問題に関する意見や考え方に対して「どちらともいえない」の市民割合
- 各人権問題に関する法律の市民認知度

人権施策の基本理念

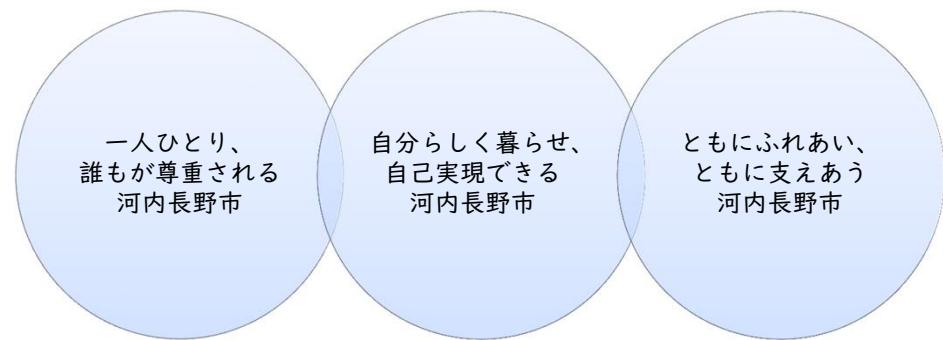
市では、「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」に基づき、次の＜基本理念＞と、3つの＜目指す姿＞を掲げます。

＜基本理念＞

『思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち』

～みんなが、主役。みんなが、ファン。～

＜目指す姿＞



人権施策の基本的視点

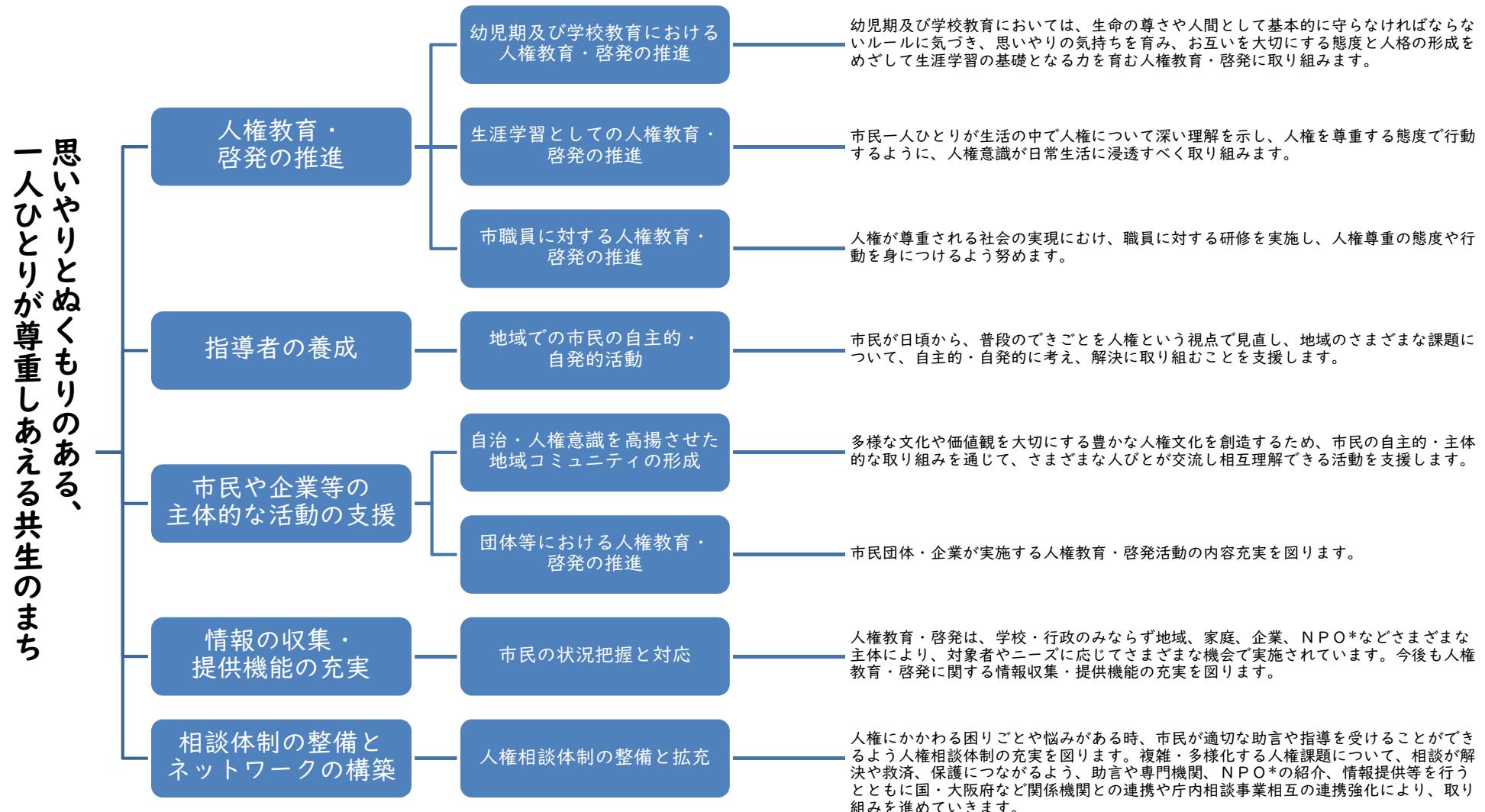
人権施策の基本理念の目的を達成するため、個別の施策などに共通するものとして、その基本的な視点を次のとおりとします。

- ① 「いのち」の尊さを自覚し、互いの権利と尊厳を尊重し合う大切さを理解する。
- ② 多様な文化や価値観を持った人びととふれあい、お互いが理解しあい、ともに暮らせる地域社会をめざす。
- ③ 人権侵害や差別に気づき、考え、行動する取り組みを支援する。
- ④ 市、市民、事業者等が連携・協働し、人権のさまざまな課題を共有する。
- ⑤ 偏見や差別の要因を取り除くため、さまざまな場や機会において啓発活動に取り組む。
- ⑥ さまざまな課題をかかえた人が、自らの意志で課題の解決ができ、自己実現できるよう支援する。
- ⑦ 主体的な判断により解決できるよう、相談体制の整備・情報の提供に努める。
- ⑧ 人権侵害を受けた時、またはそのおそれがある場合などに、迅速かつ適切な保護・救済を受けられる。

基本的人権施策の推進

基本的人権施策とは、さまざまな課題に共通する基本的な施策であり、「分野別人権施策の推進」における各人権問題に関する人権施策にも共通して実施するものです。また、基本的人権施策を進めるに際しては、次の4つの点に特に留意することとします。

- ① 新たな人権問題への対応 新たな人権問題や国等の立法措置に適切に対応し人権施策の推進に努める。
- ② 人権教育のさらなる充実 「複合差別」の問題や新たな人権課題を学習できるよう、人権教育や研修の内容を工夫・充実する。
- ③ 法律や条例の周知啓発 各人権問題に関連する条約や法律、条例について、その内容を広く市民に周知・啓発する。
- ④ 人権情報の効果的な提供 受け手のニーズを把握し、情報通信技術を活用し効果的な情報提供ができるよう工夫する。



I. 男女共同参画社会の実現にむけて

- ・職場、学校、地域、家庭などあらゆる活動の場で男女共同参画（ジェンダー平等）が進み、人々の多様な個性と活力にあふれた河内長野市をめざします。
 - 男女共同参画（ジェンダー平等）の理解の促進
 - 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - 女性の権利擁護の推進
 - 河内長野市男女共同参画計画に関する施策の推進

2. 子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて

- ・ こどもが一人の人間として、また、権利を享受し、行使する主体として最大限に尊重され、健やかな心身の成長や人格の形成ができる河内長野市をめざします。
 - こどもの権利擁護の推進
 - 児童の権利に関する条約の普及啓発
 - こどもの安全・安心な環境づくりの推進
 - 河内長野市こども計画に関する施策の推進

3. 生きがいにあふれた高齢社会の実現に向けて

- ・高齢者が尊厳と生きがいを持って、自分らしく安心して生活できる河内長野市をめざします。
 - 高齢者の尊厳と権利を守る体制づくりの推進
 - 認知症施策の推進
 - 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進
 - 河内長野市高齢者福祉計画等に関する施策の推進

4. 障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現に向けて

- ・障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きるインクルーシブな河内長野市をめざします。
 - 障がい者差別解消の推進
 - 障がい者虐待防止の推進
 - あらゆる分野の活動への参加の推進
 - 河内長野市障がい者長期計画等に関する施策の推進

5. 部落差別（同和問題）の解決にむけて

- ・一人ひとりが部落差別（同和問題）に関する正しい知識と理解を深め、すべての人権問題につながる普遍的価値を正しく認識している河内長野市をめざします。
 - 部落差別（同和問題）に関する教育と啓発の推進
 - 部落差別解消推進法に関する施策の推進
 - 部落差別（同和問題）の解消に向けた取り組みの推進

6 外国人の人権が尊重される社会の実現における

- ・互いの文化的違いを理解、尊重しあい、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていくことができる河内長野市をめざします。

●ヘイトスピーチ解消に向けた取り組みの推進

●多文化共生への理解促進

●河内長野市国際化・多文化共生ビジョンに関する施策の推進

●外国人市民等への情報提供の充実

7. 感染症患者などの人権が尊重される社会の実現にむけて

- ・正しい情報と知識による冷静な行動により、人とのつながりを大切にする河内長野市をめざします。
 - 感染症に関する正しい知識と理解を深める教育・啓発の推進
 - ハンセン病問題に関する理解の促進

8. 高度情報化社会における人権尊重の実現にむけて

- ・ こどもから大人まで一人ひとりの情報モラルを高め、インターネット利用者が加害者にも被害者にもならない河内長野市をめざします。
 - インターネットの適正な利用に関する教育・啓発の推進
 - インターネットモニタリングの推進
 - 各人権問題に関するインターネット上の情報提供の推進
 - 相談窓口の充実

9. 多様な性のあり方が尊重される社会の実現に向けて

- ・性の多様性への理解を深め、個性が尊重される河内長野市をめざします。
 - SOGIの多様性理解促進に向けた教育・啓発の推進
 - より良い公共サービスの充実
 - 相談窓口の充実

10. 北朝鮮当局による拉致問題の解消における

- ・北朝鮮当局による拉致問題の解消における幅広い世代の関心を高めます。
 - 北朝鮮当局による拉致問題について、関心と理解を深める取り組みを国や府などの関係機関と連携しながら進めます。

11. 犯罪被害者等が安心して暮らせる社会の実現にむけて

- ・犯罪被害者及びその家族が安心して暮らしている河内長野市をめざします。
 - 犯罪被害者及びその家族の人権問題について、国や府などの関係機関と連携しながら、相談窓口の充実等、その関心と理解を深める取り組みを進めます。

12. さまざまな人権問題の解決における

- ・ これらの病や、ハラスメント、災害に伴う人権問題、ホームレスの人権問題、アイヌの人々の人権など、さまざまな人権問題が正しく理解され、人権が尊重された河内長野市をめざします。

● さまざまな人権問題に関する教育・啓発の推進 ● 相談窓口の充実

かわらずなが～く
ふだんのしあわせ



河内長野市総務経営局市民に寄り添う部人権推進課
〒586-8501 河内長野市原町1丁目1番1号

TEL 0721-53-1111

FAX 0721-55-1435

ホームページ <https://www.city.kawachinagano.lg.jp>

